

議長総括

第3回日中韓消費者政策協議会

2009年3月24日

東京、日本

1. 我々、中華人民共和国国家工商行政管理総局、日本国内閣府、大韓民国公正取引委員会（国名アルファベット順、以下、「3機関」と呼ぶ。）は、2009年3月24日、東京（日本）に於いて第3回日中韓消費者政策協議会を開催した。
2. 日中韓消費者政策協議会は、3国の消費者政策担当者が一堂に会し、各国の消費者政策や国境を越える消費者問題等について情報・意見交換することを目的として発足したものであり、平成16年9月にソウル（韓国）で第1回会合が、また平成18年9月に北京（中国）で第2回会合が開催された。
3. 第1回会合においては、各国の消費者政策及び制度の枠組み、消費者安全に関する情報共有と協力、国境を越えた紛争の解決に関する協力等について議論を行い、消費者安全に係る情報交換や国境を越えた消費者問題における協力について議論を継続すること等で合意した。第2回会合においては、消費者政策分野における情報交換及び協力を促進し、友好関係を更に強化するため、新たな政策・法律・規則や消費者紛争における顕著な問題に関する情報交換、国境を越えた消費者紛争解決に関する協働への努力等を含んだ覚書案について基本的に合意し、その後、署名の上発効した。
4. 今次会合においては、各国の消費者政策及び法執行の状況や消費者問題の状況についての情報交換を行った。具体的には、日本からは消費者庁の設置に向けた動きなどを説明するとともに、中国からは消費者行政に関わる法執行体制の強化、食品安全法の制定など、また、韓国からは消費者政策推進体系の再編に加え、国内的に重要な食品安全や国境を越えた電子商取引の状況について報告を受け、それぞれ議論を行った。また、国境を越えた法執行強化に向けた情報共有のあり方等、今後の政策協力のあり方について議論を行った。
5. これまでの会合における議論や情報交換は非常に有益なものであり、そうした消費者の権利と利益の増進における3国間の密接な協力の必要性を再認識した。
6. しかしながら、インターネットを通じた電子商取引の拡大による国境を越えた消費者トラブルの増加や貿易拡大に係る製品や食品による消費者被害の発生など、グローバル化の下、複雑化した昨今の消費者問題に対処するためには、より実効性のある消費者政策の実現が必要であると認識する。

将来の優先課題

7. そのため、我々は、消費者問題自体の複雑化、グローバル化による消費者が直面するリスクの増大という問題を共有するとともに、消費者の安全・安心を確保するためには3国間における政策協力が重要であるとの認識で一致した。
8. したがって、我々は、優先課題として以下を言明するとともに、韓国で開催される次回本会合に向けて取組を推進する。
 - (1) 議長国のイニシアティブの下、以下の点に関して事務レベルの非公式会合を年2回開催すること
 - (2) 次回本会合までに、消費者取引、消費者安全に関する具体的な政策協力体制構築に向けて検討を開始すること
 - (3) 閣僚レベルの会合の創設に向けて検討を開始すること。また本会合の頻度についても1年に1回開催に向けて検討すること